

小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和6年2月9日（金）午後4時55分～5時10分
- 2 場 所：上本町共通会議室1
- 3 議 題：フレックスタイム制の導入について
- 4 出席者：局 側：職員課長 他3名
組合側：委員長 他7名

5 内容

（局）

それでは、只今から、フレックスタイム制の導入についての交渉を始める。

本市においては、令和4年度に大阪市働き方改革実施方針が策定され、職員が安心して能力を発揮できる環境整備を掲げ、その実現に向けた取組を構築することとされており、勤務労働条件に関しては、職員の個々のニーズに合わせた勤務形態や生産性向上に資する制度づくりを掲げ、時間や場所にとらわれない勤務体系の構築を目指し、その取り組みとしてフレックスタイム制の導入に取り組むこととしており、令和6年1月17日、市労連交渉において制度導入が確認され、詳細は単組協議事項とされたところである。これを踏まえ、水道局における取扱い等について確認してまいりたいので、内容について説明申し上げる。

それでは、担当係長から、提案文に沿って説明する。

（局）

それでは、私の方から提案文に沿って説明させていただきます。

フレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものであるとの認識のもと、働き方改革実施方針に基づく取組みとして制度導入を行いたいと考えている。これにより、多様な勤務形態の選択を可能とすることで職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するとともに、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進に寄与すると考えるため、本市において導入することとしている、フレックスタイム制と同様の取り扱いとしたいと考えている。

なお、ここで言うフレックスタイムとは、公務の運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮し、単位期間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるよう当該職員の勤務時間を割り振る制度をいう。

それでは、制度の内容について説明させていただきます。

対象者については、交替勤務に従事する職員、短時間勤務職員を除く全職員としたい。

勤務時間の割振りの単位としては、1週間を単位とし、1日における勤務時間の割振りは15分単位で設定することとしたい。フレックスタイムにおいては、フレキシブルタイムとコアタイムを設けており、勤務の始業・終業時刻を設定できるフレキシブルタイムは午前7時から午前11時まで及び午後3時30分から午後8時までとし、勤務を割り振らなければならない時間帯のコアタイムは休憩時間を含んで、午前11時から午後3時30分までとしたい。先ほど1週間あたり38時間45分となるよう割振ると申し上げたが、週の途中にフレックスタイムの開始または終了日がある場合は、38時間45分から勤務時間の割振りを行っていない日1日について7時間45分を乗じた時間を除いた時間を割り振ることとなり、祝日等を含む週の取扱いとしては、38時間45分から当該祝日等1日につき7時間45分を乗じた時間を除いた時間を割り振ることとなる。また、休日には所定勤務時間を割り振ることはできないこととする。

続いて休憩時間の取扱いであるが、所定勤務時間が8時間未満である場合は、従来どおり12時15分から13時を休憩時間とし、勤務時間の割り振りにより1日の勤務時間が休憩時間を除き8時間を超える場合は、原則12時15分から13時15分の1時間としたい。

続いて、フレックスタイム制の開始日及び終了日であるが、開始日は月の初日とし、終了日は月の末日としたい。

申請については、1か月単位で行うこととし、3月までの期間としたい。なお、年度を跨ぐ場合は、終了日を3月31日として扱うこととしたい。

基本的には、フレックスタイム制の承認にあたっては、公務の運営に支障がないことが前提となるが、承認後に公務運営に支障が認められることとなった場合の取扱いについても説明させていただく。

この場合、職員へ解除を予告した日の属する週の翌々週の末日をもって勤務時間の割振りを解除又は変更する。ただし、職員の同意を得ることで、当該日より前に解除又は変更することも可能とする。

続いて、フレックスタイム制をとった場合の各種勤務条件制度の適用について説明する。

まず、時間外勤務であるが、勤務時間の割振りにより、勤務時間が7時間45分未満の日においては、短時間の勤務となるよう時間を配分していることを考慮し、原則として時間外勤務は命令しないこととしたい。

なお、割振った時間を超えて勤務を命ずる必要がある場合には時間外勤務となるが、職員の同意を得た上で、当該勤務日の勤務時間を延長し、単位期間内の別の日の勤務時間を短縮できることとする。

出張については、フレックスタイムとしている日においても出張を命じることは可能とし、1日に割り振られた時間のすべてを出張する場合は、勤務時間の割振りを変更し、当該勤務日の勤務時間を9時から17時30分の標準勤務時間に変更する。1日を

単位としたリモートワークについても1日に割振られた時間のすべてを出張することとなるが、こちらについては対象外とし、フレックスタイム制の時間のまま勤務させることができることとしたい。

続いて年次休暇の取扱いであるが、1日を単位とする年次有給休暇を取得する場合、年次有給休暇を取得する日の勤務時間は7時間45分とし、事前に勤怠調整を行い、標準勤務時間に変更することとする。また、半日休暇については、従来どおり、勤務時間が5時間未満である日においては取得できないこととする。なお、現行制度については、半日休暇は、3時間15分から4時間30分の間で別に定める時間とし、11時、12時15分、14時、15時を基準として運用しているところであるが、フレックスタイム制をとった場合、これらの運用が困難となるため、半日休暇を取得する場合は、始業から3時間15分を午前の半日、終業時間の4時間30分前から終業時間までを午後の半日としたいと考えている。この運用については、フレックスタイム制をとった職員が半日休暇を取得する場合のみの運用としたい。

超過勤務手当については、割り振られた勤務時間が7時間45分未満であっても、割振られた勤務時間を超えて勤務させる場合には、当該超過時間について超過勤務手当を支給する。また、割振られた勤務時間が7時間45分を超える場合であっても、割振った勤務時間内であれば超過勤務手当は支給しない。

最後に実施時期であるが、これから労使で詳細の確認などの交渉を重ねることや制度を利用する者または制度を承認する者が、制度を理解する為に要する時間を考慮すると、総務局と同時期に施行することは難しいと考えており、当局においては7月1日を施行日として制度導入を行いたいと考えている。

以上がフレックスタイム制に関する説明となる。

労働組合のご意見を伺いたい。

(組合)

ただいま、当局からフレックスタイム制の導入について説明があったところであるが、現時点で未払い残業に関する報告もいただけていない状況で、説明のあったような職員ごとに勤務時間が異なるフレックスタイム制を導入して労働時間管理が適切に実施されるのかと危惧するところである。

フレックスタイム制については、職員が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度だと考えるが、毎週38時間45分を割振るということは、1か月における繁忙期・閑散期に対応したものではなく、1週間のうち、特定曜日だけは個人的な事情がある、といった場合にのみ活用できる制度となってしまうのではないか。また、本制度は交替勤務職員や短時間勤務職員には適用しないということであるが、所属間の不公平を解消するような取組みについても併せて検討いただきたい。

いずれにせよ、本日は説明を受けたばかりであり、今回説明の無かった詳細部分についても今後確認する必要があることから、説明のあった内容等について、持ち帰り検討させていただく。

(局)

当局としても、まだまだ詳細について協議していくことがあると考えている。本日は、持ち帰り検討いただいたくとのことであり、その際に生じた疑義等については別途説明させていただきながら精力的な協議をお願いしたい。本日のフレックスタイム制の導入に関する交渉はこれで終了させていただく。